

### 【戸籍謄本等の広域交付のご案内】

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍全部事項証明書（謄本）を本人請求等に限り、請求できるようになりました。

### 【どこでも】

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

### 【まとめて】

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。（紙で管理している戸籍謄本等一部請求できないものがあります。）

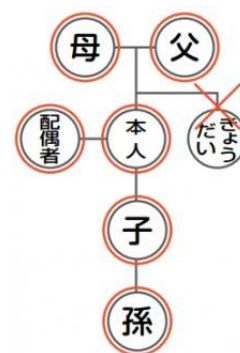
※一部事項証明書、個人事項証明書（抄本）は請求できません。

※戸籍の附票、戸籍諸証明（独身証明書、身分証明書）は広域交付の対象外ですので、これまで通り本籍地のみでの交付となります。

※出生から死亡までの戸籍を請求される場合などは交付に時間を要するので、お時間に余裕をもってお越しください。

### 【広域交付で戸籍謄本等を請求できる方】

1. 本人
2. 配偶者
3. 父母、祖父母（直系尊属）
4. 子、孫など（直系卑属）



※父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の戸籍証明書は請求できません。

※代理人請求や第三者請求は広域交付の対象外です（委任状があっても請求できません）。

### 【請求の際に必要なもの】

- ・ 交付請求書
- ・ 窓口に来た方の本人確認書類

※官公署が発行した**顔写真付き**の本人確認書類に限ります。

（例）運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等

※広域交付では、通常の戸籍謄本等の請求よりも厳格な本人確認が定められているため、健康保険証（資格確認書）、年金手帳等は本人確認書類として認められません。

【発行手数料】

種別	手数料
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	450 円（1 通）
除籍の全部事項証明書（除籍謄本）	750 円（1 通）
改製原戸籍謄本	750 円（1 通）

【ご利用にあたっての注意事項】

1. 戸籍証明書等を請求できる方（上記【広域交付で戸籍謄本等を請求できる方】参照）が市区町村の窓口にお越しになり、請求する必要があります。
2. 郵送や代理人による請求はできません（委任状があっても請求はできません）。
3. 支援措置を受けている方が在籍する戸籍は広域交付の対象外です。
4. 年末年始（12月29日～1月3日）はシステム稼働停止期間により、広域交付をご利用頂けません。予めご容赦ください。